

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月3日
【会社名】	株式会社ドリコム
【英訳名】	Drecom Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 内藤 裕紀
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎二丁目1番1号
【電話番号】	050-3101-9977（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 後藤 英紀
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎二丁目1番1号
【電話番号】	050-3101-9977（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 後藤 英紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年1月9日付けで、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、当社の執行役員に対して新株予約権の割当てを行うことに関する臨時報告書を提出いたしましたが、発行価額の総額及び新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が2025年1月31日に確定し、発行価額の総額が企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に定める金額を下回ったため、当該臨時報告書を取り下げるものであります。

2 【訂正内容】

2025年1月9日提出の当社の執行役員に対する新株予約権の割当てを行うことに関する臨時報告書を取り下げます。

(ご参考)

- ・ 2025年1月31日に確定した発行価額の総額
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
1円新株予約権：当社普通株式100株当たり1円
税制適格新株予約権：当社普通株式1株当たり897円
新株予約権の発行数
1円新株予約権：2000個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社普通株式100株）
税制適格新株予約権：1000個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社普通株式100株）
発行価額の総額
89,702,000円（1円×2000個+897円×1000個×100株）
- ・ 臨時報告書を提出しなければならない場合として企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に定める金額
発行価額の総額が100,000,000円以上

なお、2025年1月9日提出の当社の執行役員に対する新株予約権の割当てを行うことに関する臨時報告書は、本臨時報告書の訂正報告書の提出により取り下げることとなりますが、当該新株予約権を会社法第236条、第238条及び第240条の規定並びに2025年1月9日開催の当社取締役会決議に基づき発行することに変更はありません。

以上